

【保健福祉局及び子ども家庭局の関係データ】

身体障害者手帳交付件数（18歳未満：等級別）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成23年度	433件	201件	108件	65件	23件	45件	875件
平成24年度	434件	198件	110件	67件	21件	41件	871件
平成25年度	412件	187件	114件	65件	24件	37件	839件
平成26年度	409件	180件	108件	63件	25件	32件	817件
平成27年度	413件	163件	106件	64件	27件	36件	809件

身体障害者手帳交付件数（18歳未満：障害別）

種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成23年度	19件	140件	3件	514件	199件	875件
平成24年度	20件	136件	3件	509件	203件	871件
平成25年度	19件	136件	3件	490件	191件	839件
平成26年度	22件	131件	3件	481件	180件	817件
平成27年度	19件	125件	4件	474件	187件	809件

療育手帳交付件数（18歳未満）

程度	A（重度）	B（中・軽度）	計
平成23年度	626件	1,285件	1,911件
平成24年度	607件	1,320件	1,927件
平成25年度	566件	1,391件	1,957件
平成26年度	585件	1,512件	2,097件
平成27年度	594件	1,601件	2,195件

悩みや不安の相談相手の割合

相談者	割合（平成23年度）	割合（平成26年度）
行政や民間の相談窓口	3.9%	3.0%
施設や医療機関の職員	38.9%	35.4%
友人・知人	19.2%	24.1%
家族	71.9%	72.4%
相談できる人がいない	0.5%	2.6%

資料：北九州市障害児・者実態調査より
注：障害児分のみ割合（複数回答）

発達障害児支援センター「つばさ」の相談状況

年度	実人員	件数
平成 23 年度	1,087 人	3,495 件
平成 24 年度	1,069 人	3,146 件
平成 25 年度	1,103 人	3,262 件
平成 26 年度	996 人	3,265 件
平成 27 年度	1,011 人	3,380 件

保育所での障害のある子どもの受入れ数

年度	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成 23 年度	99 施設	256 人
平成 24 年度	89 施設	220 人
平成 25 年度	99 施設	233 人
平成 26 年度	94 施設	261 人
平成 27 年度	109 施設	305 人
平成 28 年度	104 施設	298 人

※各年度 5 月 1 日現在の数値

放課後等デイサービスの利用実績

年度	利用者数
平成 24 年度	246 人
平成 25 年度	520 人
平成 26 年度	881 人
平成 27 年度	1,133 人

放課後児童クラブでの障害のある子どもの受入れ数 (4 月 1 日現在)

年度	人数	クラブ数
平成 22 年度	195 人	92 クラブ
平成 23 年度	229 人	107 クラブ
平成 24 年度	245 人	112 クラブ
平成 25 年度	283 人	123 クラブ
平成 26 年度	284 人	135 クラブ
平成 27 年度	290 人	92 クラブ
平成 28 年度	290 人	92 クラブ

※放課後児童クラブ数は、これまで 1 クラブの規模は 70 人までという国の考え方に基づきクラブを分割していたため分割後のクラブ数を掲載していたが、平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、運営委員会の数をクラブ数としている。

障害児のための施設・事業所

	概要	施設数
福祉型障害児入所施設	障害のある児童を対象に、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設	2 か所
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児施設)	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が入所し、治療や日常生活の指導を行う施設	2 か所
児童発達支援センター	障害のある児童が保護者のもとから通所することにより、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設	7 か所
児童発達支援事業	障害のある児童が保護者のもとから通所することにより、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う事業所 ※児童発達支援センターより小規模な通所支援	23 か所
放課後等デイサービス	障害のある子どもが、放課後等に通所し、通所児が社会に適應できるように生活、学習、運動等の訓練を行うもの	70 か所
保育所等訪問支援事業	支援員が保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外との集団生活への適應のための支援を行うもの	4 か所

障害児等療育支援事業

★療育等支援施設事業

事業名	実施施設
①訪問療育指導事業 ②外来療育指導事業 ③施設一般指導事業	総合療育センター（小倉南区） 引野ひまわり学園（八幡西区）※ 若松ひまわり学園（若松区）※ 到津ひまわり学園（小倉北区）※ 北方ひまわり学園（小倉南区）※ 小池学園（若松区）※ 総合療育センター西部分所（八幡西区）※ 「※」は外来療育指導事業のみを実施

★療育拠点施設事業

事業名	実施施設
④施設専門指導事業 ⑤専門療育指導事業	総合療育センター（小倉南区）

教育委員会における各種事業等(特別支援教育関係)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
特別支援学級整備事業	市内の学校の情緒障害学級、難聴者学級、LD/ADHD学級等の環境整備を行う。	教育委員会 施設課
小倉南特別支援学校不足教室対策事業	小倉南図書館の建設に伴い、仮設校舎の撤去が必要となることで生じる不足教室を解消するため、必要な工事を行う。	教育委員会 施設課
学校支援のための市費講師配置事業	学力向上、特別支援教育、生徒指導等の学校の課題等への対応を支援するため市費講師を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援学級補助講師配置事業	自閉症・情緒障害の特別支援学級の在籍児童生徒数が1学級あたり5人以上となる学校に市費講師を配置する。	教育委員会 教職員課
市立幼稚園における特別支援教育補助講師配置事業	特別な支援を要する園児の指導を支援するため市費講師を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援学校における嘱託職員の配置	実習助手、介助員及び給食介助員を配置する。	教育委員会 教職員課
特別支援教育就学奨励事務	小・中学校の特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等就学に必要な経費の一部を援助する。	教育委員会 学事課
幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図る。 ○個別の教育支援計画等の効果的な活用 ○特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など	教育委員会指導第一課 教育委員会特別支援教育課 保健福祉局障害福祉課 子ども家庭局 幼稚園・こども園課 子ども家庭局 保育課
学校支援チーム	解決が困難なトラブル等に対して、弁護士、精神科医、警察官OB、臨床心理士の専門的な見地から、学校長への助言を行う。	教育委員会 指導第二課
少年サポートチーム	障害に起因する「二次障害」やいじめなどに対して、初期段階において少年サポートチームが学校と連携して対応する。	教育委員会 指導第二課
スクールソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士)	様々な要因・背景に起因する諸課題に対応するため、関係機関とのコーディネートや家庭訪問などによる児童生徒や保護者への関わりにより、課題解決を図る。	教育委員会 指導第二課
スクールカウンセラーの配置・活用	学校における教育相談体制の充実及び教職員の児童生徒理解の向上を図るために、児童生徒・保護者へのカウンセリングを実施し、悩みや心配ごとなどの解消を図るとともに、対人スキルアップ等の校内研修を実施する。 また、事件・事故などが発生した際には、児童生徒への心のケアのための緊急支援も実施する。	教育委員会 指導第二課 教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育相談支援事業	特別支援教育相談センターに早期支援コーディネーターを配置し、幼稚園・保育園への巡回訪問、就学に際しての教育相談等を行い、早期からの相談支援体制の充実を図る。 また特別支援教育相談センターにおいて、巡回相談、教育相談、就学相談、通級相談等の各種相談事業を実施する。	教育委員会 特別支援教育課

教育委員会における各種事業等(特別支援教育関係)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
特別支援教育推進事業	実践的な研修等を通じた特別支援学校のセンター的機能の強化、障害のある生徒の就労支援(就労支援専門家の活用や就労支援コーディネーターの配置)、障害者理解を促進するためのリーフレット等の作成・配付等を行い、全市的な支援体制の整備を推進する。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育介助員の配置	小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由等の児童生徒の学習・生活面での介助を行う。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援教育学習支援員の配置	発達障害などの特別な教育的支援を必要とする児童の学習面でのサポートを行う。	教育委員会 特別支援教育課
特別支援学校における緊急時対応体制整備事業	肢体不自由特別支援学校における医療的ケアを実施するための看護師を配置する。	教育委員会 特別支援教育課
市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくり事業	多様性を大切にする共生社会の実現に当たり、学校の教育課程やそこで学ぶ子どもたちについて知り、「合理的配慮」のあり方について直接的・間接的に理解を深めていただく機会を確保するため、市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくりを行う。	教育委員会 特別支援教育課
図書館資料の郵送貸出	心身の障害のため図書館に来館することが困難な人に対し、図書館資料を利用する機会を提供するため、郵送による貸出しを実施する。	中央図書館
図書の特集貸出文庫	病院や福祉施設など20人以上の会員のいる施設や団体向けに、図書をまとめて貸し出しする。	中央図書館
対面朗読室の設置	目の不自由な方のために、八幡西、戸畑及び新設する小倉南図書館に、本の朗読を行う「対面朗読室」を設置する。	中央図書館

特別支援教育関係の主な研修一覧

研修プログラム等	研修等の概要	研修等の対象	所管課 (教育委員会)
特別支援教育主任研修会	通常の小・中学校における特別支援教育の推進についての研修	全小・中学校の特別支援教育担当者	特別支援教育課
全員研修会	(障害種別ごと) 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える授業の在り方	・特別支援学校の教職員 ・特別支援学級の教職員	
特別支援教育講演	特別支援教育に関する理解と啓発のための講演会	教諭・管理職・保護者・市民	教育センター
特別支援教育教員講習会	通常の学級における特別支援教育についての講習会	幼・小・中・高等学校の教職員	
新採教諭研修	特別な支援を必要とする子どもへの支援の在り方	新採(教諭・栄養教諭・養護教諭)	
新採幼稚園教諭研修	幼稚園教育における特別支援教育の在り方	公立・私立幼稚園新採教諭	
二年次教諭研修	特別支援教育の現状に学ぶ	二年次教諭	
三年次教諭研修	通常の学級の個別の指導計画の作成	三年次教諭・栄養教諭・養護教諭	
十年次教諭研修	特別な支援を必要とする子どもの個に応じた指導・支援の充実	十年次教諭・栄養教諭・養護教諭	
自立活動研修	個別の指導計画作成と授業改善	一般教諭・特別支援学級新担当等教諭	
生活単元学習研修	子どもが主体的に活動する生活単元学習の指導法	一般教諭	
校内支援体制の構築研修	通常の学級での特別支援教育体制づくり	一般教諭・各年次研修対象者 (特別支援学級新担当研修等兼ねる) ※新任特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育コーディネーター養成研修対象者はこの5研修の受講が必要。	
発達障害教育(学習面)研修	発達障害のある子どもの理解と支援		
発達障害教育(生活面)研修			
自閉症・情緒障害教育研修	自閉症・情緒障害のある子どもの理解と支援・指導		
知的障害研修	知的障害教育におけるキャリア教育の在り方		
重複障害研修	重複障害のある子どもの理解と指導・支援の在り方		
授業づくり共同研究	年間を通して共同研究員と授業研究を行い授業公開をする		
木曜ミニ講座	年3回程度・午後7時～1時間・特別支援教育に関する講座	一般教諭	
訪問型研修	研修受講者及び授業づくり相談者からの要請を受け、学校を訪問し指導・助言を行う	一般教諭	
授業づくり相談	木曜日1時間程度、授業づくりについての相談を受ける	一般教諭	

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
避難行動要支援者避難支援事業	自力又は家族等で避難することが困難な高齢者・障害者の名簿を作成し、地域へ情報を提供することで、災害時の自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。	危機管理室 危機管理課
視覚または聴覚障害者への避難情報の提供	情報入手が困難な視覚または聴覚障害者に対して、避難情報を提供する。	危機管理室 危機管理課
みんな de Bousai まちづくり推進事業	災害から命を守りぬぐために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指して、モデル事業を実施するとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組む。	危機管理室 危機管理課
生き生きバリアフリー事業	土曜日を中心に市民センターで実施している子ども向け講座において、障害のある子どもたちが地域の子どもや大人と一緒に参加できる遊びや講座、さまざまな体験・交流活動等を実施する。	市民文化スポーツ局 生涯学習課
ふれあいコンサート	市内の特別支援学校等を訪問し、日頃演奏会場に出かけることの困難な子どもたちに、生の音楽演奏を鑑賞してもらい、子どもたちが持つ本来の行動力や感受性、積極性を育成する。	市民文化スポーツ局 文化企画課
職場体験学習の受入れ	中央高等学園の生徒を受入れて園芸作業を行い、生徒が職業観や将来設計を考えるきっかけづくりを行う(年5回、各回10人程度)。 また、作業を他者と共に行うことにより、他者と協力し合いながら作業を実施する工程についても学ぶ機会とする。	産業経済局 総合農事センター
バリアフリーのまちづくり	高齢者や障害者、さらには来訪者など、あらゆる道路利用者に対し、安全で快適に利用できる歩行空間の形成を進めるもの。具体的には、主要駅周辺や区役所、総合病院などの利用者の多い施設周辺において、歩道の新設や拡幅、平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置などを重点的に実施し、バリアフリー化整備に取り組む。	建設局 道路計画課
すこやか住宅普及事業	床段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がいのある方が安心・安全に暮らすことができる仕様になった「すこやか住宅」の普及を促進するため、相談体制の充実を図るとともに、市民向けセミナーの開催、情報誌の発行などを行う。	建築都市局 住宅計画課
市営住宅定期募集における住宅困窮者募集制度	住宅困窮度の高い障害のある人の生活基盤の安定を図るため、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い障害のある人等を対象に、優先入居を実施する。	建築都市局 住宅管理課
超低床式バスの導入促進	高齢者や障害者がある人等が路線バスを利用する際の利便性・安全性向上のため、超低床式バス(ノンステップバス)の導入促進を行う。	建築都市局 都市交通政策課
JR既存駅のバリア解消促進	バリアフリー新法に基づき、1日当たり3,000人以上利用者のある既存駅を対象にエレベーター設置によるバリアフリー化整備を促進するもの。	建築都市局 都市交通政策課
高齢者・障害者相談コーナーの運営	障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、健康づくりから介護サービスまであらゆる相談を受ける。	保健福祉局 障害福祉企画課
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害児(者)等に対し、ストマ用装具等の日常生活用具を給付、または貸与することで日常生活の便宜を図る。	保健福祉局 障害福祉企画課
補装具費の支給	身体障害児(者)の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)の交付および修理を行う。	保健福祉局 障害福祉企画課
移動支援事業	移動に困難のある重度の障害児(者)が、公的機関等の外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする時に、ヘルパーを派遣して移動の支援を行うことで、障害児(者)の自立や社会参加の促進を図る。	保健福祉局 障害福祉企画課
重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	在宅の重度障害児(者)の社会参加の促進を図るため、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児(者)の外出を支援する。	保健福祉局 障害福祉企画課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
重度障害者医療費支給制度	重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。	保健福祉局 障害福祉企画課
障害者差別解消法推進事業	平成28年4月から施行された障害者差別解消法は、国・地方公共団体及び民間事業者に対して、障害を理由とする差別を解消するための措置として、「不当な差別的取扱い」を禁止することや「合理的配慮」を提供すること等を定めている。 これらの取り組みを推進するために、相談・紛争防止のための体制整備や普及啓発活動を行う。	保健福祉局 障害福祉企画課
災害時や緊急時の障害者の支援	災害時や緊急時に障害者を支援する側が、障害の種類に対応した支援方法を理解し、避難支援等を円滑に行えるようにするための「災害時障害者サポートマニュアル」の作成や、障害のある方が周囲の方に手助けを必要としていることを知らせることで支援を受けやすくするための「ヘルプカード」の作成などの取組を行う。	保健福祉局 障害福祉企画課
障害児(者)を対象としたショートステイ事業	介護者の病氣や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児(者)を、短期間、施設で預かり(宿泊型・日帰り型)必要な介護等を行う。	保健福祉局 障害福祉企画課 保健福祉局 障害者支援課
総合療育センターの機能の強化	総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図る。 また、西部分所を開設し、西部地区の障害のある子どもの支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
医療機関との連携強化	発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけたり、医療従事者向けのリーフレットの作成、配布をしたりすることで、発達障害に関する理解を促進する。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市障害者基幹相談支援センターの運営	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
おもちゃライブラリーの運営	障害児の障害程度・種別に応じ、療育と教育の一環として、おもちゃを通じた身体的・精神的発達を促すため、おもちゃの貸出、研究および相談を行う。	保健福祉局 障害者支援課
在宅障害児支援の充実	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図る。	保健福祉局 障害者支援課
障害児通所支援の機能強化	障害児および保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援における各事業(児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス)の充実を図る。	保健福祉局 障害者支援課
障害児入所支援の機能強化	障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図ります。	保健福祉局 障害者支援課
放課後等デイサービスの充実	授業終了後または夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
小学生ふうせんバレーボール大会	障害のある小学生と障害のない小学生で構成されたチームによる「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催し、障害のある子どもの社会参加の促進および心のバリアフリーの推進を図る。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市障害者自立支援協議会の運営	保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関によるネットワークを構築し、機関相互の連携を図ることで障害児(者)の地域生活を支援する。	保健福祉局 障害者支援課
ホームヘルプサービス事業	ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児(者)に対し、支給時間(利用できる時間数)を決定し、事業者は障害児(者)に対して身体介護や家事援助等のサービス提供を行う。	保健福祉局 障害者支援課
障害児の長期休暇対策	障害のある子どもの健全な育成とその家族の介護負担軽減を図るため、障害のある子どもの長期休暇の過ごし方について、活動の場や各種プログラムを提供する。	保健福祉局 障害者支援課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
小池学園居住環境改善事業	重度の障害のある子どもへの支援の強化のため、小池学園の建て替えに当たっては、現指定管理者への譲渡を前提とした上で、市が策定した基本計画に基づき、現指定管理者が設計、工事を行うこととし、市はこれを支援する。	保健福祉局 障害者支援課
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給する。	保健福祉局 障害者支援課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害(重度・中度)のある20歳未満の子どもを扶養している父母等に手当を支給する。	保健福祉局 障害者支援課
発達障害者支援センターの充実	発達障害者支援センターが市内全域の発達障害児(者)およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行う。	保健福祉局 障害者支援課
発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及	発達障害の理解を促進するとともに、ライフステージにおける一貫した支援を推進するため、保護者をはじめ、学校や医療機関等に対して発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及を図る。 あわせて、利用者のニーズに沿った改善を図る。	保健福祉局 障害者支援課
発達障害者総合支援事業	広く一般市民を対象に、発達障害に関する理解と認識が深まるようなシンポジウムを開催する。 また、厚生労働省が定める「発達障害啓発週間」を広報するため、発達障害者支援センター「つばさ」や親の会等と協働してイベントを行う。	保健福祉局 障害者支援課
北九州障害者しごとサポートセンターの運営	障害のある子どもが地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、障害者しごとサポートセンターを拠点として、学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、きめ細かな就労支援を行い、就職を促進する。	保健福祉局 障害者就労支援室
人権週間作品	人権問題の解決に向けて、市民や児童生徒の理解促進を図ることを目的として人権週間作品を募集・掲示する。	保健福祉局 人権推進センター 教育委員会 指導第二課
機能回復訓練事業	言語・聴覚障害児の障害軽減し、在宅生活を支え、自立と社会参加を促進するため、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行う。	保健福祉局 総合保健福祉センター 地域リハビリテーション推進課
私立幼稚園特別支援教育助成事業	北九州市の幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園において特別な教育的支援を必要とする園児の受け入れを支援する。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課 教育委員会 企画調整課
北九州市私立幼稚園振興助成の一部(特別支援教育推進事業)	学校法人立以外の私立幼稚園において特別な教育的支援を必要とする園児の受け入れを支援するための助成を行う。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
子育て支援保育補助員活用助成の一部(次世代育成子育て支援事業)	私立幼稚園における子育て支援活動の促進(特別な支援を要する園児の保育などの人件費補助)を図るための助成を行う。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
保育所、幼稚園、小学校の連携の一部	子どもを健やかに育むために保幼小間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。 子どもの発達や学びの連続性を保障する仕組みとしての保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を作成・活用する。	子ども家庭局 幼稚園・こども園課 子ども家庭局保育課 教育委員会指導第一課
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。 また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	子ども家庭局 子育て支援課

他局等における各種事業等(障害のある子どもたちへの支援につながる取組)

所管事務事業名	事業概要	担当局課名
わいわい子育て相談事業	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援する。	子ども家庭局 子育て支援課
育成医療の給付	障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、または心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成する。	子ども家庭局 子育て支援課
放課後児童クラブの運営体制の充実	障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。 また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進する。 運営委員を対象とした運営事務の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、運営体制の充実に努める。	子ども家庭局 子育て支援課
障害児保育事業	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする、保育所での集団生活が可能で障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行う。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児(中・軽度)の一時保育、在園障害児の延長保育も行う。 また、関係機関の協力のもと、障害児保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れる。	子ども家庭局 保育課
親子通園事業	発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。	子ども家庭局 保育課
専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実	保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図る。 また、保育所職員の資質向上のための研修、施設見学、実習などを行う。	子ども家庭局 保育課
低床バスの導入促進	高齢者や障害がある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、低床バス(ノンステップバス)の導入を促進する。	交通局 運輸課

障害のある子どもや家族等を対象とした相談事業
(保健福祉局、子ども家庭局及び教育委員会所管分を抽出)

施設・相談名等	概要	担当局課名
障害者差別解消相談コーナー	平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受け、障害の特性に詳しい専門相談員が、障害者差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行うもの。	保健福祉局 障害福祉企画課
児童発達支援センター(通所)	障害がある子どもが社会に適應できるよう、通所による訓練(生活、学習、運動等)を実施するもの。	保健福祉局 障害者支援課
総合療育センター	心身の障害(身体障害や知的障害など)や発達に心配のある子どもに対し、診断や治療などを行う病院機能、機能訓練などを通して発達を促す通所機能、また障害のある子どもとその家族の地域での生活を支援する機能などを備えた複合的施設。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市障害者基幹相談支援センター	家族や本人から様々な相談を受けける「よろず相談窓口」であり、家庭訪問を含む相談支援を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行う。	保健福祉局 障害者支援課
北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	発達障害のある本人とその家族等が安心して地域で暮らしていくことを支援するためのセンター(市内在住の自閉症の方が中心)。	保健福祉局 障害者支援課
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。 また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	子ども家庭局 子育て支援課
わいわい子育て相談事業	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援する。	子ども家庭局 子育て支援課
親子通園事業	発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。	子ども家庭局 保育課
1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導	1歳6か月児・3歳児の健康診査の結果、より一層精密に健康診査を行う必要のある児童のうち、精神発達面について児童相談所による専門的な助言・指導が必要であると認められ、区役所から児童相談所に精密健康診査を依頼されたものについて、必要に応じて、相談援助を行う。	子ども家庭局 子ども総合センター
子ども総合センター	子ども(18歳未満)の養護・障害・非行・不登校・虐待・里親等の相談に応じる。24時間子ども相談ホットラインでは、年中無休で子どもに関する電話相談を受けている。	子ども家庭局 子ども総合センター
教育相談	通常の学級に在籍する子どもや保護者等を対象に、必要な教育的支援等の相談に応じるもの。状況に応じて、隣接の総合療育センター等との連携も図る。	教育委員会 特別支援教育相談センター
就学相談	障害等のある子ども一人一人の教育的ニーズや障害の状態等を総合的に把握し、そのもてる力を高めるために適切な就学先を決定するための相談。	教育委員会 特別支援教育相談センター
通級相談	通常の学級に在籍している言語・聴覚・視覚・情緒に軽度の障害のある子どもやLD・ADHDあるいはその傾向が見られる子どもと保護者を対象に、通級による指導が適しているかを判断するための相談。	教育委員会 特別支援教育相談センター
巡回相談	学校・園を巡回し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の様子を踏まえて、適切な指導や必要な支援の在り方について教職員に指導・助言するもの。	教育委員会 特別支援教育相談センター
早期相談	年中・年長園児の就学に関する教育相談や巡回相談を行う。適切な学びの場を選択できるよう相談を進め、必要に応じて医療や福祉等の関係機関等との連携を図る。	教育委員会 特別支援教育相談センター